

運営委員会規約

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
平成23年7月14日制定

(目的)

第1条 この規約は、定款第47条の規定に基づき、運営委員会の組織及び運営に関する事項を定める。

(運営委員会の設置)

第2条 この組合の事業を有効かつ適切に推進するため、理事会の諮問機関として運営委員会を置く。

(協議事項)

第3条 運営委員会は、理事会の諮問を受け、又は必要に応じて自発的に、組合の運営に関する重要事項を協議し、これを理事会に答申又は具申する。

(委員及び委員長)

第4条 運営委員会の委員は、組合員たる法人の役職員並びに組合の専務理事（又は理事長が指名するその他の理事）及び事務局長とする。

- 2 運営委員会に委員の互選による委員長を置く。
- 3 委員長の任期は1年とし、その再任を妨げない。
- 4 委員長以外の委員の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 委員長は、必要に応じ運営委員会に関係者の出席を求めることができる。

(開催)

第5条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集して開催する。

(運営)

第6条 運営委員会の運営上の細目については、委員長が細則で定める。

(本規約の改廃)

第7条 本規約の改正又は廃止は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

本規約は設立の日から施行する。